

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号））

改 正 案	現 行
<p>（退職者等の給与）</p> <p>第24条 〔略〕</p> <p>2 法第55条の2第5項の規定により退職となった職員、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その退職、配偶者同行休業、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第24条 〔略〕</p> <p>2 法第55条の2第5項の規定により退職となった職員、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、<u>特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員</u>には、その退職、配偶者同行休業、育児休業、<u>大学院修学休業又は派遣</u>の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 〔略〕</p>

第2条による改正（幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年墨田区条例第21号））

改 正 案	現 行
<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第3条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考】

※ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（抄）

（教育職員の教職調整額の支給等）

第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額 $の100分の4に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。$

2 [略]

3 第1項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。